

## 感染症の予防及びまん延防止のための指針

### 1 施設・事業所における感染症の予防及びまん延防止に関する基本的な考え方

株式会社 SALUS（以下、「当社」という。）は、利用者及び従業員等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じる必要がある。そのため、当社では、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めることとする。

### 2 衛生委員会及びその他施設内の組織に関する事項

#### (1) 衛生委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から衛生委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、原則 1 月、4 月、7 月、10 月に開催し、下記について協議する。

- ・ 感染症の予防体制の確立に関すること
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること
- ・ 感染症予防及びまん延防止に係る職員研修の内容に関すること
- ・ 利用者の感染症等の既往の把握
- ・ 利用者等の健康状態の把握
- ・ 感染症発生時の対応と報告
- ・ 感染対策実施状況の把握と評価
- ・ 感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施

#### (2) 委員会の構成員

委員会の運営責任者（委員長）は、株式会社 SALUS の役員から選出し、構成員は生活支援員等、施設・事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。また、選出にあたり看護師等の資格を有するものを優先的に選出することが望ましい。

#### (3) 会議の実施方法

会議の開催には、原則対面とするが、状況に応じてテレビ会議システムなどを活用する場合がある。

### 3 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針

感染症の予防及びまん延防止のための職員研修を原則年 1 回および新規採用時に実施する。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、感染症の予防及びまん延防止の徹底を目指すものとする。研修の実施内容については、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

#### 4 平常時の対応

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒を行う。
- (3) 職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ。食欲などについて日常から注意して観察し、異常症状を発見したら、すぐに家族、主治医に知らせる。

#### 5 感染症や食中毒の発生時の対応

- (1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
  - ① 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、かかりつけ医への相談や医療機関の受診を勧める
  - ② 受診の結果、感染症等と判断された場合は、サービス提供した職員の健康状態を把握する。
  - ③ 事業所内に、当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合は、保健所やかかりつけ医等へ相談する。
  - ④ 事業所がサービス提供している他の利用者の健康状態も把握する。
- (2) 職員は感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
  - ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
  - ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
  - ③ 利用者の主治医や看護師の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居宅内の消毒を行うこと。
  - ④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービス利用の調整を行うこと。
  - ⑤ 必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び支持を受けること。
- (3) 感染症等が発生した場合には、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告して対応を相談し指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
- (4) 施設町は、次のような場合、迅速に町の担当課に報告するとともに、保健所にも対応を相談する。

① 行政への報告

(報告が必要な場合)

- ・ 同一の感染症等による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1 週間以内に 2 名以上発生した場合。
- ・ 同一の感染症等の患者、又はそれらが疑われる者が 10 名以上または全利用者の半数以上発生した場合。
- ・ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事務局長が報告を必要と認めた場合。

(報告内容)

- ・ 感染症等が疑われる利用者の人数
- ・ 感染症等が疑われる症状
- ・ 上記利用者への対応や法人における対応状況等

② 保健所への届出

医師が、感染症法、または食品衛生法の届出基準に該当する患者またはその疑いのある者を診察した場合には、これらの報告に基づき、保健所等への届出を行う必要がある。

6 その他

- (1) 当社は、一定の場合を除く、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。
- (2) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (3) 指針は誰でも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも公開する。

附則

本指針は、令和 5 年 11 月 1 日より施行する。